

公益社団法人 宮崎市郡医師会 宮崎看護専門学校学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本校は、学校教育法に基づき、看護に関する専門教育を行い、社会に貢献し得る専門職業人を育成することを目的とする。

(名称・位置)

第2条 本校は、宮崎看護専門学校と称し、宮崎市大字有田1173番地に置く。

(課程名、学科、修業年限、学年定員)

第3条

課 程 名	学 科	修業年限	学年定員	総定員	学年組数	備考
医療専門課程	看護師学科	3年	50名	150名	1クラス	看護師2年課程 夜間定時制
専門課程	看護学科	4年	40名	160名	1クラス	看護師3年課程 昼間定時制

(修業年限、在学年限)

第4条 本校の修業年限、在学年限は次のとおりとする。

- (1) 医療専門課程の修業年限は3年とし、原則として6年を越えて在学することはできない。
- (2) 看護学科の修業年限は4年とし、原則として8年を越えて在学することはできない。
- (3) 転入学者については転入学年に応じて修業年限と在学年限を減じる。

第2章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第5条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第6条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する日
- 2 前項の規定にかかわらず、校長は特別の必要がある場合、休業日を変更することができる。

第3章 教育課程

(授業科目、単位数及び授業時間数)

第8条 教育内容、授業科目、単位数は、医療専門課程を別表1、看護学科を別表2のとおりとする。

2 別表中、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習（臨地実習含む）及び実技については30時間から45時間とする。

(始業及び終業時刻)

第9条 本校の始業及び終業時刻は次のとおりとする。

- (1) 医療専門課程は18時00分から21時20分までとする。
- (2) 看護学科は9時10分から16時40分までとする。
登校については隔日とする（実習時・校長が認めた登校日を除く）
- (3) その他校長が必要と認めた登校時刻及び臨地実習時刻

第4章 入学、休学、退学及び復学

(入学資格)

第10条 入学資格は、次に定めるとおりとする。

- (1) 医療専門課程
 - ア 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、又は文部科学大臣の定めるところにより、これに準ずる学力があると認められた者、及び高等学校卒業程度認定試験合格の准看護師
 - イ 中学校を卒業した者、又は学校教育法57条の定めにより、高等学校に入学することのできる者で准看護師免許を得た後、入学時点で3年以上准看護師業務に従事した者（アに該当するものを除く）
- (2) 看護学科
学校教育法第90条第1項の規定により大学に入学することのできる者とする。

(入学出願)

第11条 本校への入学を志望する者は、入学願書に所定の検定料及び下記の書類を添えて、願い出なければならぬ。

(1) 医療専門課程

ア 入学願書

イ 准看護師免許証の写し（免許取得見込みの者については入学までに提出すること）

ウ 准看護師学校または准看護師養成所の調査書

エ 前条(1)アに該当する者にあつては、高等学校の卒業証明書又は卒業見込証明書

オ 前条(1)イに該当する者にあつては、入学時点で3年以上准看護師として業務に従事した事実を証する施設長（2以上の施設で業務に従事した時は、それぞれの業務に従事していた施設長とする。）の発行する就業証明書

(2) 看護学科

ア 入学願書

イ 高等学校若しくは中等教育学校の卒業証明書又は卒業見込証明書、または高等学校卒業程度認定試験合格証明書、及び文部科学大臣の定めるところにより、これに準ずる学力があると証明できる書類

(入学試験)

第12条 前条の手続きを修了した者に対しては、選考を行い、合格者を決定する。

(1) 医療専門課程

専門科目、国語、面接の結果により総合評価を行う。

(2) 看護学科

一般入試：小論文、国語、数学、面接の結果により総合評価を行う。

推薦・社会人特別入試：小論文、面接の結果により総合評価を行う。

2 可否の判定については、職員会議に諮り校長が決定する。

(入学手続)

第13条 前条の規定による合格者で、本校へ入学しようとする者は、所定の書類を提出するとともに、入学金等を納付しなければならない。

(休学)

第14条 疾病その他の事由により、引き続き2ヶ月以上修学することができない学生は、承認を得て休学することができる。

2 校長は病気その他の理由により、修学することが不適當と認められる者に対して休学を命ずることができる。

3 病気による事由のときは、医師の診断書の提出を求めることがある。

4 休学中の聴講は認めない。

(休学期間)

第15条 休学期間は、第4条の在学年限から卒業に必要な修業年限を差引いた期間を越えることは出来ない。

2 休学期間は修業期間に算入しない。

(復学)

第16条 休学した学生は、承認を得て復学することができる。

2 病気による事由のときは、医師の診断書の提出を求めることがある。

3 休学者が復学した際の授業料は入学時点の授業料とする。

(退学)

第17条 病気その他やむを得ない事由がある場合は、承認を得て退学することができる。

2 校長は、第28条第4項の規定により、退学を命ずることができる。

第5章 転学、転入学

(転学)

第18条 在学中、転学をしようとするときは、承認を得なければならない。

(転入学)

第19条 他校の同一課程より転入学を希望する者については、その学年の定員に欠員がある場合に転入学試験を行い、校長が転入学を許可することができる。

2 転入を認めた時、前校で履修した授業科目の単位の取り扱い及び在学年数については校長が定める。

3 転入を認めた者の納入金については、校長が定める。

第6章 履修、単位認定、進級及び卒業

(履修評価)

第20条 履修評価については、次の成績等により行い、その履修規定については細則第11条に定める。

2 成績は学科試験、臨地実習成績、学習報告(レポート)の成績により行う。

(単位認定)

第21条 成績の評価による単位認定については、職員会議で判定を行い、校長が決定する。

大学や他の学校養成所等で修得した単位の認定については細則第11条第8項に定める。

(卒業)

第22条 本校所定の課程を修了した者には、校長が卒業を認定し卒業証書を授与する。

2 医療専門課程の卒業生には文部科学大臣告示により専門士と称することを認める。

3 看護学科の卒業生には文部科学大臣告示により専門士と称することを認める。

(1) 医療専門課程では、3年以上修業し、全単位数を取得し修了した者

(2) 看護学科では、4年以上修業し、全単位数を取得し修了した者

第7章 教 職 員

第23条 本校に、次の教職員を置く。

校 長		1人
副 校 長		1人
教 務 主 任	医療専門課程	1人
	看護学科	1人
専 任 教 員	医療専門課程	8人 (教務主任を含む)
	看護学科	9人 (教務主任を含む)
事 務 員	医療専門課程	1人
	看護学科	1人

2 職員の組織及び事務分掌は、別に定める

第8章 会 議

第24条 本校の円滑なる運営と教育内容の充実、向上を図る目的のために次の会議を行う。

(1) 学校運営委員会

(2) 職員会議

(3) 講師会議

(4) 実習指導者会議

第9章 授業料及びその他の納入金

第25条 入学検定料、入学金、実習費及び授業料等の納入金の額は、本校運営委員会の決議により決定し、納入額及び納入方法等については細則第7条に定める。

第10章 健 康 管 理

(健康管理)

第26条 健康診断は、年1回実施する。

第11章 賞 罰

(褒 賞)

第27条 校長は、他の模範となると認められた学生を表彰することができる。

(懲 戒)

第28条 校長は学則その他の規則を厳守せず、生徒としての本分に反する行為のあった者を所定の手続きによって懲戒することができる。

- 2 懲戒とは、訓戒、謹慎、停学及び退学とする。
- 3 停学が引続き3ヶ月以上の場合、その期間は修業期間に算入しない。
- 4 退学は次の各項に該当する生徒に対してのみ行なうものとする。
 - ア 品行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - イ 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - ウ 正当な理由なく出席が常でない者
 - エ 学校の秩序を乱し、その他、生徒として本分に反した者
- 5 懲戒により退学となった学生については、抹籍とする。
在学期間・取得単位等の記録について抹消し、証明書類等一切発行しない。
- 6 懲戒の規定については別に定める

第12章 除 籍

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長の決定により除籍する。

- (1) 一か月以上行方不明の者
 - (2) 納付すべき入学金等を指定の期日までに納付しない者
 - (3) 授業料の納付を怠り督促をしても納付しない者
- 2 前条の規定により除籍された者から復籍の願い出があったときは、校長は復籍を認めることができる。
 - 3 除籍者については、除籍の理由が解消されない限り、一切の証明・認定を行わない。

第13章 雑 則

第30条 この学則の実施に関する細則は別に定める。

第31条 学則・細則に記載のない事項については、都度協議し、校長が決定する。

附 則

- 1 この学則を変更しようとするときは、学校運営委員会の決議を経なければならない。
- 2 この学則は、昭和55年4月1日より施行する。
- 3 別表について、医療高等課程は令和4年4月1日より施行する。医療専門課程は令和5年4月1日より施行する。ただし、施行日以前に入学している者については従前の例による。

附則（令和4年6月3日第113回運営委員会議案）

- 1 この学則は、令和4年6月25日会員総会終結後から施行する。

役員改選とともに副校長を2名から1名へ変更するため、会員総会后から施行した。

附則（令和6年3月1日第116回運営委員会議案）

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。

ただし、施行日以前に入学している者については従前の例による。

沿 革

昭和55年4月1日 制定
平成2年4月1日 一部改正
平成5年4月1日 一部改正
平成11年4月1日 一部改正
平成14年4月1日 一部改正
平成18年4月1日 一部改正
平成20年4月1日 一部改正
平成22年4月1日 一部改正
平成24年4月1日 一部改正
平成25年6月12日 一部改正
平成27年6月27日 一部改正
平成28年4月23日 一部改正
平成31年4月1日 一部改正
令和2年9月1日 一部改正
令和3年6月4日 一部改正
令和4年4月1日 一部改正
令和4年6月3日 一部改正
令和6年3月1日 一部改正

別表 1

医療専門課程 授業科目及び単位数

分野	教育内容	科目名	単位数	
基礎分野	科学的思考の基盤	論理学	1	
		教育心理学	1	
		英語	1	
		情報科学	1	
	人間と生活・社会の理解	哲学・現代社会	1	
		カウンセリング理論	2	
		レクリエーション	1	
小計			8	
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖生理学	2	
		生化学(栄養)	1	
	疾病の成り立ちと回復の促進	病態学	4	
		微生物学	1	
		薬理学	2	
	健康支援と社会保障制度	保健学	1	
		社会福祉論	2	
看護関係法令		1		
小計			14	
専門分野	基礎看護学	基礎看護学(概論)	1	
		基礎看護学(技術論)	3	
		基礎看護学(方法論)	3	
	地域・在宅看護論	地域・在宅看護論(概論・保健)	2	
		地域・在宅看護論(方法論)	3	
	成人看護学	成人看護学(概論・保健)	1	
		成人看護学(方法論)	2	
	老年看護学	老年看護学(概論・保健)	1	
		老年看護学(方法論)	2	
	小児看護学	小児看護学(概論・保健)	1	
		小児看護学(方法論)	2	
	母性看護学	母性看護学(概論・保健)	1	
		母性看護学(方法論)	2	
	精神看護学	精神看護学(概論・保健)	1	
		精神看護学(方法論)	2	
	看護の統合と実践	看護管理とマネジメント	2	
		医療安全	1	
		国際看護・災害看護	1	
	小計			31
	基礎看護学	基礎看護学実習	2	
	地域・在宅看護論	地域・在宅看護論実習	2	
	成人看護学	成人看護学実習	2	
	老年看護学	老年看護学実習	2	
小児看護学	小児看護学実習	2		
母性看護学	母性看護学実習	2		
精神看護学	精神看護学実習	2		
看護の統合と実践	統合と実践の実習	2		
小計			16	
合計			69	

別表 2

看護学科 授業科目及び単位数

分野	教育内容	科目	単位数	分野	教育内容	科目	単位数
基礎分野	科学的思考の基盤	論理学	1	専門分野	基礎看護学	看護学概論	2
		倫理学	1			基礎看護学Ⅰ	2
		社会学・哲学	1			基礎看護学Ⅱ	2
		看護物理学	1			基礎看護学Ⅲ	2
		情報科学	1			基礎看護学Ⅳ	2
	人間と生活・社会の理解	地域社会論	1		地域・在宅看護論	基礎看護学Ⅴ	2
		現代人権論	1			地域・在宅看護総論	1
		人間関係論	1			地域・在宅看護論Ⅰ	1
		家族論	1			地域・在宅看護論Ⅱ	1
		教育心理学	1			地域・在宅看護論Ⅲ	1
		キャリアデザイン	1		地域・在宅看護論Ⅳ	1	
		英語	1		地域・在宅看護論Ⅴ	1	
		コミュニケーション論	1		精神看護学	精神看護学総論	1
	健康レクリエーション	1	精神看護学Ⅰ			1	
小計	14	精神看護学Ⅱ	1				
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖生理学Ⅰ	1	精神看護学Ⅲ	1		
		解剖生理学Ⅱ	1	母性看護学	母性看護学総論	1	
		解剖生理学Ⅲ	1		母性看護学Ⅰ	1	
		生化学	1		母性看護学Ⅱ	1	
		栄養学	1	母性看護学Ⅲ	1		
		看護形態機能学	2	小児看護学	小児看護学総論	1	
	疾病の成り立ちと回復の促進	病理学	1		小児看護学Ⅰ	1	
		臨床検査	1		小児看護学Ⅱ	1	
		薬理学	1		小児看護学Ⅲ	1	
		微生物学	1	成人看護学	成人看護学総論	1	
		疾病と治療Ⅰ	1		成人看護学Ⅰ	1	
		疾病と治療Ⅱ	1		成人看護学Ⅱ	1	
		疾病と治療Ⅲ	1		成人看護学Ⅲ	1	
	疾病と治療Ⅳ	1	成人看護学Ⅳ		1		
	疾病と治療Ⅴ	1	成人看護学Ⅴ	1			
	社会保障制度と生活者の健康	総合医療総論	1	老年看護学	老年看護学総論	1	
		公衆衛生学Ⅰ	1		老年看護学Ⅰ	1	
		公衆衛生学Ⅱ	1		老年看護学Ⅱ	1	
		公衆衛生学Ⅲ	1		老年看護学Ⅲ	1	
		看護関係法令	1		看護の統合と実践	看護管理とマネジメント	1
	社会福祉論	1	医療安全	1			
	小計	22	国際看護・災害看護	1			
		臨床看護統合演習	1				
		看護研究	1				
		小計	45				
専門基礎分野	基礎看護学	基礎看護学実習Ⅰ	1	専門分野（臨地実習）	基礎看護学	基礎看護学実習Ⅰ	1
		基礎看護学実習Ⅱ	2			基礎看護学実習Ⅱ	2
	地域・在宅看護論	地域・在宅看護論実習Ⅰ	1		地域・在宅看護論	地域・在宅看護論実習Ⅰ	1
		地域・在宅看護論実習Ⅱ	2			地域・在宅看護論実習Ⅱ	2
	精神看護学	精神看護学実習Ⅰ	1		精神看護学	精神看護学実習Ⅰ	1
		精神看護学実習Ⅱ	2			精神看護学実習Ⅱ	2
	母性看護学	母性看護学実習Ⅰ	1		母性看護学	母性看護学実習Ⅰ	1
		母性看護学実習Ⅱ	2			母性看護学実習Ⅱ	2
	小児看護学	小児看護学Ⅰ	1		小児看護学	小児看護学Ⅰ	1
		小児看護学Ⅱ	2			小児看護学Ⅱ	2
	成人看護学	成人看護学実習Ⅰ	2		成人看護学	成人看護学実習Ⅰ	2
		成人看護学実習Ⅱ	1			成人看護学実習Ⅱ	1
		成人看護学実習Ⅲ	2			成人看護学実習Ⅲ	2
老年看護学	老年看護学実習Ⅰ	1	老年看護学	老年看護学実習Ⅰ	1		
	老年看護学実習Ⅱ	2		老年看護学実習Ⅱ	2		
看護の統合と実践	統合実習	2	看護の統合と実践	統合実習	2		
小計		25	小計		25		
合計		106	合計		106		